

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

1. 処理能力

1) 公称能力

指定されたごみ質の範囲内で1炉当たり120t/24h、プラントとして240t/日の処理能力を有するものとします。

2) 計画ごみ質

(1) ごみの種類

ア. 収集可燃ごみ

イ. 自己搬入可燃ごみ

ウ. 粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターからの選別可燃物

(2) 組成

項目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	52.29	45.74	39.18
可燃分 (%)	40.66	45.96	51.26
灰分 (%)	7.05	8.30	9.56
低位発熱量 (kJ/kg)	5441.9	8790.7	12139.6
見掛比重 (t/m ³)	0.187	0.165	0.143

(3) 可燃分中の元素分析値 (基準ごみ)

元素記号	C	H	O	N	S	Cl
重量 (%)	50.77	7.25	38.37	1.78	0.05	1.78

2. 炉数

120t/24h×2炉

3. 炉形式

全連続燃焼焼却炉

4. 稼働時間

1日24時間 連続運転

5. 主要設備方式

1) 運転方法

本焼却施設（以下「本施設」という。）は、1 炉 1 系列式で構成し、定期修理時、定期点検時には、1 炉のみ停止し、他 1 炉は、原則として常時運転するものとします。また、共通部分については、定期点検時に安全な作業が確保できるように十分に配慮します。

2) 設備方式

(1) 受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
(2) 燃焼設備	旋回流型流動床式焼却炉
(3) 燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式、エコノマイザ
(4) 排ガス処理設備	活性炭吹込+バグフィルタ 触媒脱硝方式 湿式有害ガス除去設備 (EDV)
(5) 排水処理設備	ごみピット汚水：炉内噴霧方式 プラント排水・生活排水：生物処理、凝集沈殿処理方式 洗煙排水：2 段階凝集沈殿処理方式
(6) 余熱利用設備	蒸気式熱交換器（給湯用、空調用） 復水式蒸気タービン発電機（1920kW）
(7) 灰出し設備	バンカ方式 焼却残渣：磁選機にて鉄分回収後、バンカ貯留方式 集じん灰：薬剤処理後、バンカ貯留方式

6. 焼却条件

1) 燃焼室温度	800°C以上 950°C以下
2) 上記における再燃ゾーン内のガス滞留時間	2 秒以上
3) 煙突出口一酸化炭素濃度	100ppm 以下（酸素 12%換算値の 1 時間平均値） 50ppm 以下（酸素 12%換算値の 4 時間平均値）
4) 焼却残渣の灼熱減量	0.5%以下
5) 集じん器入口温度	200°C未満

7. 公害防止基準

1) 排ガス基準

- | | | |
|------------|---|-------------------------------|
| (1) ばいじん | 0.01g/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| (2) 塩化水素 | 15ppm 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| (3) 硫黄酸化物 | 20ppm 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| (4) 窒素酸化物 | 90ppm 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| (5) ダイオキシン | 0.1ng-TEQ/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| (6) フッ化水素 | 0.1mg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=1.0mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |
| (7) ひ素 | 0.01mg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=0.1mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |
| (8) カドミウム | 0.03mg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=0.5mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |
| (9) 全水銀 | 50μg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=0.8mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |
| (10) 鉛 | 0.5mg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=9mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |
| (11) 亜鉛 | 1.0mg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=21mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |
| (12) 全クロム | 0.3mg/m ³ (NTP) 以下 | (乾ガス) (O ₂ =12%換算) |
| | (入口条件=21mg/m ³ (NTP), 乾ガス, 実ガス状態) | |

(13) その他

アニシジン, アンチモン等の有害物質については、大阪府生活環境の保全等に関する条例によります。

2) 騒音基準値 (第2種地域)

全炉定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とします。

区 分	基 準 値
朝 (6:00~8:00)	50dB 以下
昼 間 (8:00~18:00)	55dB 以下
夕 (18:00~21:00)	50dB 以下
夜 間 (21:00~6:00)	45dB 以下

3) 振動基準値 (第1種地域)

全炉定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とします。

区 分	基 準 値
昼 間 (6:00~21:00)	60dB 以下
夜 間 (21:00~6:00)	55dB 以下

4) 悪臭基準値

敷地境界線上にて臭気強度 2.5 に相当する次の指定悪臭物質濃度以下とします。

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
アンモニア	1ppm 以下	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	イソブタノール	0.9ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	3ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	0.4ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下	イソ吉草酸	0.001ppm 以下

また、煙突出口では悪臭 3 物質 (アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン) について、臭気強度 2.5 に基づき計算された値以下とします。

なお、複合臭 (臭気指数として) については、次の値を目標とします。

区 分	基 準 値
敷地境界線	10
煙突出口	300

5) 排水基準値（洗煙排水処理設備出口）

本施設内で発生する排水のうち下水道放流するものは箕面市下水道条例によるものとして管理します。

項 目		基 準 値
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380mg/L 未満
水素イオン濃度 (pH)		5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量		600mg/L 未満
浮遊物質		600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	5mg/L 以下
	動植物油	30mg/L 以下
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L 以下
シアン化合物		1mg/L 以下
有機燐化合物		1mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.1mg/L 以下
六価クロム化合物		0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物		0.1mg 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
PCB		0.003mg/L 以下
フェノール類		5mg/L 以下
銅及びその化合物		3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物		2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）		10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）		10mg/L 以下
クロム及びその化合物		2mg/L 以下

項 目	基 準 値
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フッ素化合物	8mg/L 以下
よう素消費量	220mg/L 未満
窒素含有量	240mg/L 未満
燐含有量	32mg/L 未満
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チラウム	0.06mg/L 以下
シマジン (CAT)	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
ハウ素化合物	10mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

6) 集じん灰処理物の溶出基準

集じん灰処理物の溶出基準は、下記に定める値以下とします。

項 目	基 準 値
カドミウム	0.09mg/L 以下
鉛またはその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5mg/L 以下
ひ素及びその化合物	0.3mg/L 以下
水銀又はその水銀化合物	0.005mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
有機りん化合物	1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
PCB	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下